

## 生徒に対する「性的行為」防止に係る校内ルール

### 上田高等学校非違行為防止委員会

平成 28 年 7 月「長野県子どもを性被害から守るための条例」が施行され、子供の性被害防止に地域社会の関心が高まっているなか、今なお教員による生徒に対するわいせつ行為事案が後をたちません。

上田高校では、平和な国家・社会の形成者として、真理と正義を愛し、個性豊かな自主的精神に満ちた資質を生徒に養うことを目標に、日々様々な教育活動に取り組んでいますが、これは教職員に対する信頼があってこそ成り立つものです。

生徒保護者からの信頼を維持し、生徒が安心して学ぶ環境を徹底して保証するために、生徒に対する性的な行為は絶対に行わないとの強い決意をもって次のルールを確認します。

- (1) 外から内部の見えない、密室性の高い個室などでの個人指導は避ける。個人の相談等ではなるべくドアを開放したり、複数で相談に応じたりするような工夫をする。やむを得ない事情がある場合は管理職や同僚に連絡する。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
  - ・ドアの小窓から内部が見えるようにする。
  - ・部屋を 1 人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく管理職や非違行為防止委員、又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。(全日制教頭 柳沢 定時制教頭 内藤)